

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスとは企業経営の適法性と効率性を確保することと認識し、経営の透明性と健全性を充実させるとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる体制の確立に努め、企業価値を高めることを基本方針としています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日新製鋼株式会社	403,600	11.80
株式会社広島銀行	110,000	3.21
株式会社宮入バルブ製作所	99,000	2.89
日本証券金融株式会社	94,000	2.74
河口 隆俊	79,500	2.32
中鋼運輸株式会社	59,084	1.72
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	50,000	1.46
日本瓦斯株式会社	44,000	1.28
堀越 円	42,500	1.24
株式会社もみじ銀行	37,800	1.10

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 更新

「大株主の状況」は、平成27年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種 金属製品

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—————

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—————

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
河野 隆	その他	△							○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河野 隆	○	同氏は当社を32年前に退職され、現在株式会社共栄経営センターの代表取締役であります。 当社と同社との間には従業員教育に関する取引がありますが、取引規模、性質に照らし株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れがないと判断しております。	同氏は、経営コンサルティング業務に関する経験及び幅広い知識並びに会社経営者としての高い見識を有しており、客観的な見地から経営全般に対して的確な助言・提言をいただくとともに、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献していただくため、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門（コンプライアンス室が担当）は、適宜会合を開催し意見交換及び情報交換を行い、業務監査と会計監査との相互補完を図り、法令・諸規程の遵守などコンプライアンス（法令遵守）を含めた効率的な監査に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
旭爪 勝	他の会社の出身者													
古居 正武	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
旭爪 勝	○	——	同氏は経営全般にわたる豊富な経験と幅広い知識を有しており、客観的な見地から経営監視・監督の実現に貢献していただくため、社外監査役に選任しております。
古居 正武	○	古居税理士事務所 代表	同氏は税理士資格を有し、会計に関する高い知識など専門的な知識を有しており、客観的な見地から経営監視・監督の実現に貢献していただくため、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
--	-----

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

特にありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年度に取締役を支払った報酬の総額は 62,304千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の
有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役に対しては経営管理部から、社外監査役に対して常勤監査役及び経営管理部から社内の情報提供や会議資料等の事前配付、その他必要の都度サポートできる体制を整えています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会を毎月開催しております。取締役会には取締役および監査役全員が出席し、取締役会専決事項の審議のほか経営戦略等に関する基本方針について審議・決定を行っております。各取締役より月次ベースでの所管部門の業務執行状況の報告を行っており、取締役の業務執行状況について監督できる体制を採っております。

監査役会は原則毎月開催し、監査計画の立案や監査に関する重要事項について協議・決議を行っております。

また、監査役による監査は、監査計画書に基づき、取締役会その他の重要な会議等への出席、稟議書その他業務執行に関する重要な書類の閲覧およびヒアリング、往査その他の方法による調査によって行い、監視機能の充実に努めております。監査の過程において必要であると認めたときは都度、改善・指導を行っております。監査結果に基づき監査役会で審議のうえ、監査報告書を取りまとめ、代表取締役社長に提出しております。

なお、会計監査を実施した公認会計士は有限責任監査法人トーマツに所属する柴田良智氏(継続年数3年)及び宮本芳樹氏(継続年数3年)であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役の職務執行が有効に機能することを確保する体制として、監査役会を置き、監査役会は監査役監査基準に則り、取締役の業務執行状況等、監査を実施しております。また、監査役3名のうち2名を社外監査役としており、社外監査役は、毎月開催される当社の意思決定機関である取締役会に毎回出席し、その経験や知見から積極的に発言しており、経営監視・監督機能の中立性及び独立性が確保され、取締役会での意思決定には公平面、公正面において十分な監視機能体制が整っていると考えておりましたが、経営監視・監督機能を更に強化すべく平成27年6月29日開催の定時株主総会において、新たに社外取締役を選任し現行の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	投資家情報として、決算情報、適時開示情報、事業報告等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関し経営管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンスの徹底を目的とし、会社内外の問題を早期に発見し適切に問題解決を図るため、コンプライアンス推進規程を制定し相談・通報を受け付けており、また、相談者・通報者が不利益を受けないようにしております。	
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、本社・工場を対象に、環境マネジメントシステムISO14001の認証を取得しており、事業活動における環境への負荷低減に取り組んでおります。	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、東京証券取引所等への開示情報は速やかにホームページに開示することにより、情報開示の公平性に努めております。	

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システム構築の基本方針について次のとおり決議しております。

(1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ各社の役員および社員等がコンプライアンスに心掛ける基準・指針として「グループ企業行動基準」、および「グループ行動規範」を制定し、実効性ある運用に努める。

とりわけ反社会的勢力に関しては、グループ行動規範において「反社会的勢力には毅然として対応し、一切の関係を絶ちます。会社または自分の利益を得るために、反社会的勢力を一切使用しません。」との基本的な考え方をもとに「反社会的勢力による不当要求対応要領」を制定し、警察および関連機関と連携を取り、適切に対応する。

コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス室を設けるとともに、グループ全体の推進母体として「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンスへの取組方針・活動計画の策定、活動状況の監督、重大な個別問題への対応等を行う。

また、コンプライアンス室を窓口とした違反行為の相談・通報体制を設けるとともに、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いは行わない。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、法令および社内規程に基づいて保存し、必要に応じて閲覧、謄写が可能な状態に管理する。

また、情報セキュリティについては重要情報の管理、個人情報保護に関する規程および関連規程に基づき対応する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、グループ会社を横断的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、定期的なリスクの洗い出しと評価を行い、リスクに伴う損失を最小限に止めるために必要な対応を行う。

また、その他に製品の安全面、労働安全衛生面、防災面、環境面等に関する委員会等をそれぞれ設置し、担当部門が専門的に管理、監督を行う。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を原則として毎月開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行う。

業務の運営については、取締役会が中期経営計画および各年度計画を決定し、その実績管理を行う。

業務の運営が効率的に行われるよう「業務分掌規程」、「職務権限規程」等社内規程の見直しを必要に応じて実施する。

(5)企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社企業グループ各社に対するガバナンスを実効あるものにするため、「グループ会社管理規程」に基づいて、重要事項の事前協議・報告、定期的な業務執行状況・財務状況等報告の聴取等を行う。

(6)監査役の職務を補佐すべき使用人とその独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補佐すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のために監査役スタッフを置くこととし、人事については、取締役と監査役が協議する。

(7)監査役に報告するための体制及びその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼす可能性の高い事実があることを知ったときは、法令に従って直ちに監査役へ報告する。

また、常勤監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について適宜説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図ることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社グループの行動規範において「反社会的勢力には毅然として対応し、一切の関係を断ちます。会社または自分の利益を得るために、反社会的勢力を一切使用しません。」との基本的な考え方を明文化しています。

(2) 総務部が担当窓口となり地域の暴力追放運動推進センター、企業防衛協議会など外部団体と連携して対応するほか、必要に応じて所轄警察に相談し、毅然とした態度で対応しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

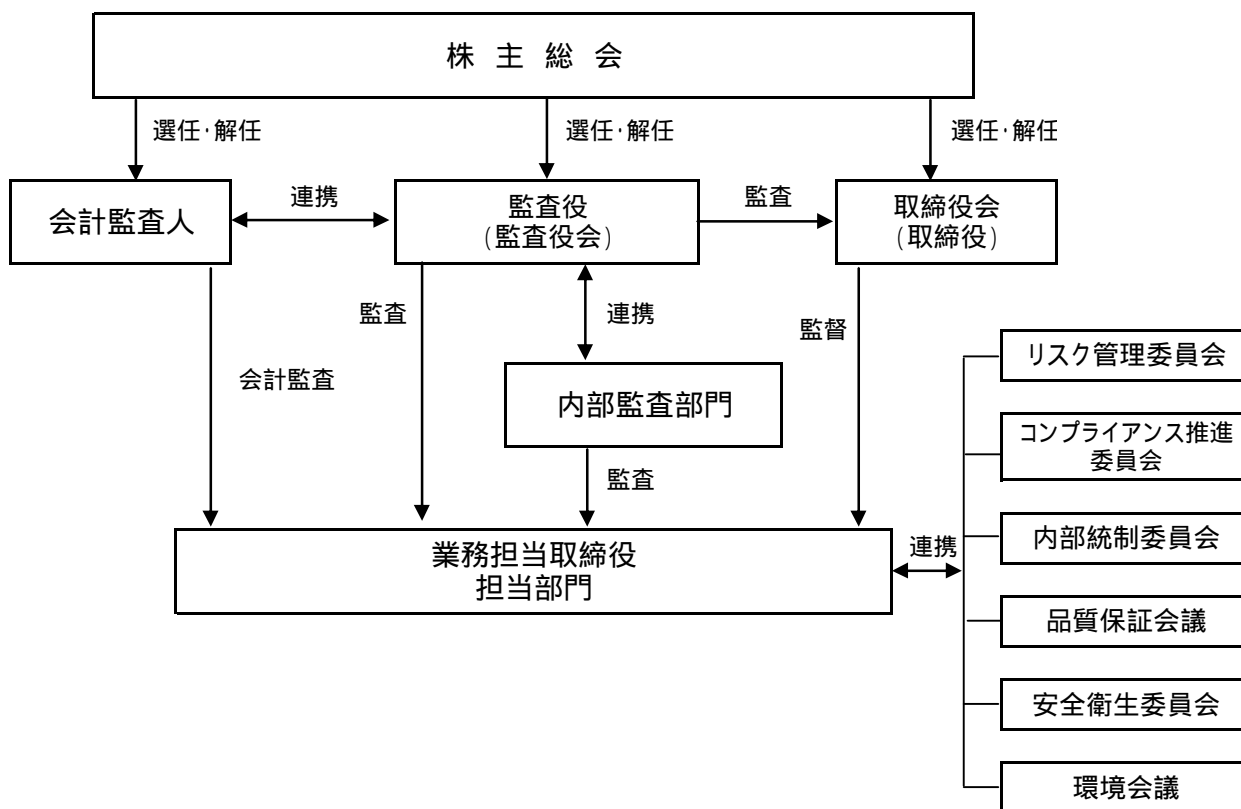
1. 情報開示の基本方針

当社は、事業活動に関する適時適切な会社情報を開示することを基本方針とし、金融商品取引法やその他関連法令及び東京証券取引所の諸規定に則り、正確、迅速にかつ公平な情報開示を行います。

2. 会社情報の適時開示に係る体制

当社では、「内部者取引の規制及び重要情報の管理に関する規則」を制定し、周知徹底を図り、内部者取引の未然防止と、適時適切な情報開示が行われるよう社内体制を整備しております。東京証券取引所の適時開示等に関する規則に該当する情報は、同規則に従い、TDnetに公開するとともに、当社ホームページにも掲載することとしております。

コーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制の概要

